

令和元年度の改善評価事項に対する令和2年度の対応について

令和3年7月5日

金沢大学では、動物実験委員会において令和元年度の本学における動物実験等の実施状況などについて「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第七十一号。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第八十八号。）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、令和2年度において以下のとおり対応いたしました。

【I. 規程及び体制等の整備状況】

3. 動物実験の実施体制

→ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

日本学術会議「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」において、苦痛度の高い動物実験等を行う場合には計画書に人道的エンドポイントの明記が必要とされているが、本学においては要領への記載はあるものの、計画書に明記されていない。

【点検評価を受けてとった対応】

「動物実験計画書」（様式2）を改正し、「人道的エンドポイント」の記載を追加した。（令和2年2月19日改定）